

◎新潟県告示第658号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年5月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会	新発田市本町4丁目16番83号	社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会	新潟県新発田市月岡温泉727-1	訪問介護	H28.4.30
社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会	新発田市本町4丁目16番83号	社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会	新潟県新発田市月岡温泉727-1	介護予防訪問介護	H28.4.30
タカタチ薬局	三条市西四日町1-6-10	タカタチ薬局	三条市西四日町1-6-10	居宅療養管理指導	H28.4.1
タカタチ薬局	三条市西四日町1-6-10	タカタチ薬局	三条市西四日町1-6-10	介護予防居宅療養管理指導	H28.4.1